

インフルエンザ経過報告書（保護者記入）

那霸市立城東小学校

年 組 氏名

1. 発症日

年 月 日

2. 診断日

年 月 日

3. 受診医療機関名

4. 診断名

A 型 ・ B 型 ・ インフルエンザ[®]（臨床診断）

※該当する診断名に○を付けてください

5. 体温測定

	体温測定 月 日	測定時間：体温				測定時間：体温			
発症日	月 日 ()	午前	時	分：	度	午後	時	分：	度
1 日目	月 日 ()	午前	時	分：	度	午後	時	分：	度
2 日目	月 日 ()	午前	時	分：	度	午後	時	分：	度
3 日目	月 日 ()	午前	時	分：	度	午後	時	分：	度
4 日目	月 日 ()	午前	時	分：	度	午後	時	分：	度
5 日目	月 日 ()	午前	時	分：	度	午後	時	分：	度
6 日目	月 日 ()	午前	時	分：	度	午後	時	分：	度
7 日目	月 日 ()	午前	時	分：	度	午後	時	分：	度
8 日目	月 日 ()	午前	時	分：	度	午後	時	分：	度

(発熱期間が長く記録できない場合は、別の記録用紙を添付するなどしてください)

上記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過しましたので、出席停止措置の中止をお願いいたします。

年 月 日

保護者氏名

印

保護者の方へ

※インフルエンザについては学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項の規定により

『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで』出席停止となります。裏面・インフルエンザ出席停止期間早見表もご参考ください

※この報告書提出の際には、インフルエンザによる受診がわかる内容が明記された医療機関・調剤薬局等発行書類（領収書・明細書・検査結果・処方箋が記載されたもののうちいずれか）のコピーを添付してください。

※感染の拡大を防止するためにも、出席停止期間を守って登校してくださるようお願いします。

「インフルエンザ出席停止期間早見表」

※「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日」とは、最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止となる。それに加えて解熱した日によって出席停止期間は延期することがある。（発症後4日目以降に解熱した場合（例4・5）は、出席停止の期間が延期されていく。）

最低基準	発症した後5日を経過	発症日 (発症当日0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症した後5日を経過した後		
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

（※その後は、解熱した日によって出席停止日が準じ延期されていく。）

